様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

	特別管理産業廃棄物処理計画書 2023年 5月1日
廃棄物の処理及び清掃に関	提出者 住所埼玉県入間市宮寺2934-1 氏名 大陽ステンレススプリング(株) 低表取締役社長 堺谷豊 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 04-2934-2247 朝する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の お計画を作成したので、提出します。
事業場の名称	大陽ステンレススプリング(株)埼玉第一工場
事業場の所在地	埼玉県入間市宮寺2934-1
計画期間	2023年 4月 1日~2024年 3月31日
当該事業場において現に行っ	っている事業に関する事項
①事業の種類	金属製品製造業
②事 業 の 規 模	別紙の通り
③従 業 員 数	58名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り
1	(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別	川管理産業廃棄物の処理に低	系る管理	単体制に 関	1す.	る事項		
	(管理体制図)						
	別紙のとおり						
炸品	川管理産業廃棄物の排出の	の制に良	目する事項	Í			
U.L.P.	, ローエ/エ 木/元 木 10, ッ 10F 山 *)」	A Manual And			度)実績】		
		-	産業廃棄物の利		廃酸		
		排	出	量	66.9	t	t
	①現状	(これ	までに実	施し	した取組)		
			の再利用				
		【目標					
			産業廃棄物の	種類	廃酸		
		排	出	量	5 0	t	t
	②計画		実施する 今年度も	酸			23年3月末までに
特別	川管理産業廃棄物の分別に	関する■	事項				
	①現状	廃 南 へ 保 を 明 確	設は酸洗場 R管し、分 確にし、分	カゝ 別	らポンプアップし、 している。保管場所 している。	排水: 行には)	及び分別に関する取組) 処理施設内の廃酸ピット 廃棄物名・責任者・連絡先
	②計画	(今後 る取組			正の特別管理産業歴	発棄:物	の種類及び分別に関す

(第3面)

	【前年度(2022年度)	実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸		
①現状	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0	t	
	(これまでに実施した	こ取組)		
	特になし			
	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
2計画	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0	t	
	(今後実施する予定の	つ取組)		
	特になし			
 う行う特別管理産	業廃棄物の中間処理に関する	事項		
	【前年度(2022年度)	実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0	t	
①現状	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0	t	
	(これまでに実施した	こ取組)		
	特になし			
-				
	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0	t	
②計画	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0	t	
	(今後実施する予定の	り取組)		
	特になし			

(第4面)

ら行う特別管理産業	業廃棄物の埋立処分に関する事項			
	【前年度(2022年度)実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類 序電酸			
①現状	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た O 特別管理産業廃棄物の量		ţ	
	(これまでに実施した取組)		, i construction de la construct	
	特になし			
	【目標】	e.		
	特別管理産業廃棄物の種類 廃西後			
2計画	自ら埋立処分 を 行 う ^{特別管理産業廃棄物の量}		t	
	(今後実施する予定の取組)			
	特になし			
別管理産業廃棄物の	の処理の委託に関する事項			
	【前年度(2022年度)実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類 序で一度			
	全処理委託量	66.9	t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	66.9	t	
	再生利用業者への 処理委託量	0	t	
①現状	認定熱回収業者への 処理委託量	0	t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0	t	
	(これまでに実施した取組)			
	特になし			
3				

(第5面)

		【目標】			
		特別管理産業廃棄物の種類	廃酸		
		全処理委託量	5 0	t	t
		優良認定処理業者への 処理委託量	5 0	t	t
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	0	t	t
	②計画	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0	t	t
		水質汚濁防止法によ 置であり、今後の排出 ① 工程内のリサイ ② 発生抑制を考慮 ③ 焼入方法の見直 開発課での新たな酢	却制に対する具体 クル処理可能な製 した処理方法を検 し	本的な取り組み 製品の確保	
		【前年度(2022年度)	実績】		
雷	子情報処理組織の使用	特別管理産業廃 排 出 (ホリ塩ℓビフェニル廃業物	量 这段(66.9 t
	周する事項	(今後実施する予定の)取組)		

備考

1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2 当該年度の6月30日までに提出すること。

3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。 (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成 工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規 模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了 するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入するこ と。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種 類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産 業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及 び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種 類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄 物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。) を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する 取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

- (1) 会社の概要
 - ①会社名

大陽ステンレススプリング株式会社

② 資本金

4億8千4百万円

③従業員数

555名(2023年 4月1日現在)

- (2) 当該事業場に於いて現に行っている事業の概要
 - ①従業員数

58名(2023年 4月1日現在)

② 製造品出荷額

9億円(2022年実績)

③製造概要

当事業場では、主にステンレス精密シャフトを製造し、カメラ・家電製品・ カーステレオ・カークーラー等、電機・自動車関係の部品を製造している。

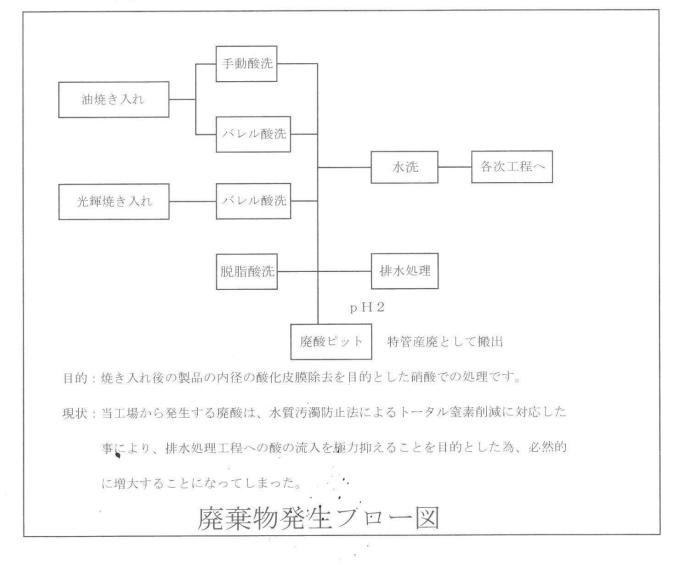
又、他事業場製造のスプリングピンの処理も行っています。

④ 事業展望

主要電気産業・IT産業は低迷からやや脱出し、自動車産業の堅調と併せ、 当事業場の生産も顕著に延びを見せ始めています。

今後は景気の回復の兆しも見え始めてきているので受注の拡大が見込め、 2022年度の生産量を更に上回る目標を持って事業を展開しています。 ⑤ 廃棄物発生フロー図

廃棄物発生の流れを下図に示します。



⑥連絡先

担当者:大陽ステンレススプリング株式会社 埼玉第一工場 技術部 電話番号:042-934-2247(代表) (3) 策定事項

イ. 計画期間

2022年4月1日~2023年3月31日迄

ロ.特別管理産業廃棄物に係る管理体制に関する事項を図-1に示す。

ハ.特別管理産業廃棄物の排出抑制に関する事項を表-1に示す。

表-1 特別管理産業廃棄物の排出抑制に関する事項

廃棄物の	の種類	発生実績2022年	発生計画2020年	排出抑制量	具体的取り組み
廃	酸	66.9 t	50 t	16.9 t	酸洗方法の見直しに
					よる発生量の削減

当事業場から発生する廃酸は、水質汚濁防止法によるトータル窒素の削減の為

に講じられた処置であり、今後の排出抑制に対する具体的な取り組みとしては、

① 工程内のリサイクル処理可能製品の確保

② 発生抑制を考慮した処理方法の検討

2023年度末迄には、16.9 tの削減を目標にしています。

ニ. 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

使用済みの廃酸は、酸洗場からポンプアップし排水処理施設内の廃酸ピット へ保管し分別しています。

保管場所には、掲示板を設置して廃棄物名・責任者・連絡先等を明確に表示し 分別しています。 特別管理産業廃棄物の処理に関する事項(特別管理産業廃棄物の分別及び再生

利用に関する事項を除く)

- (1) 廃酸の処理については、業者へ委託し処理を行っている。
- ・収集・運搬業者





·処分事業場



- (2) 特別管理産業廃棄物を適正に処理するために講じようとする措置に関 する事項
- ・電子マニフェストの管理を行い、処理が適正であったことを確認している。
- ・廃酸ピットの点検を収集時に確認している。
- ・収集時に立ち合いをしている。

法定管理者及び環境推進委員 - 特容産廃に関する検討 - 産廃に対する発生抑制、再生利用、適正処理の推進 - 計画的な産廃の管理、運営を行う上で必要な事項を検討する。 エ場 - 本部表 - 特容産廃に関する各種事項の決定、承認 - 部客庭の管理状況の把握と改善策の検討 - 晩密ビットの維持、管理状況の把握 - 改理業者の選定及び管理 - 委託契約の締結 - 社員に対する教育、啓発 - 改理業者、再生利用業者の調査 - 法定管理者 - 監督官庁への各種報告 - 特容産廃の管理票(マニフェスト)の交付と管理	統括責任者 大	鳥ステンレススプリング(株第一)	工場 工場長	
 後 割 法定管理者及び環境推進委員 - 約管産廃に関する検討 - 産廃に対する発生抑制、再生利用、適正処理の推進 - 計画的な産廃の管理、運営を行う上で必要な事項を検討する。 工場長 - 外管産廃に関する各種事項の決定、承認 部署長 - 快管産廃の管理状況の把握と改善策の検討 - 廃酸ビットの維持、管理状況の把握 - 改理業者の選定及び管理 - 委託契約の締結 - 社員に対する教育、啓発 - 処理業者、再生利用業者の調査 - 法定管理者 - 監督官庁への各種報告 - 特管産廃の管理罪(マニフェスト)の交付と管理 埼 丁 ● 「東美所環境管理責任者(工場長)」 「 ● 「 ● MS実行委員」 「 ● 「 ● MS 実行委員」 「 ● 施工 「 ● 「 ● MS 実行委員」 「 ● 施工 ○ 施工 ○ 施工 ○ 施工 ○ 施工 ○ 施工 ○ 施工 ○ 施工 ○ 施工 ○ 施工 ○ 施工 ○ 施工 ○ 施工	特別管理産業廃業	美物計画推進責任者	熱処理課部署長	
法定管理者及び環境推進委員 - 特容産廃に関する検討 - 産廃に対する発生抑制、再生利用、適正処理の推進 - 計画的な産廃の管理、運営を行う上で必要な事項を検討する。 エ場 - 本部表 - 特容産廃に関する各種事項の決定、承認 - 部客庭の管理状況の把握と改善策の検討 - 晩密ビットの維持、管理状況の把握 - 改理業者の選定及び管理 - 委託契約の締結 - 社員に対する教育、啓発 - 改理業者、再生利用業者の調査 - 法定管理者 - 監督官庁への各種報告 - 特容産廃の管理票(マニフェスト)の交付と管理		実務担当者	2名	
 ・特管確廃に関する検討 ・違廃に対する発生抑制、再生利用、適正処理の推進 ・計画的な産廃の管理、運営を行う上で必要な事項を検討する。 エ場天 ・特管確廃に関する各種事項の決定、承認 部署長 ・特管確廃の管理状況の把握と改善策の検討 ・廃酸ビットの維持、管理状況の把握 ・処理業者の選定及び管理 ・委託契約の締結 ・社員に対する教育、啓発 ・処理業者、再生利用業者の調査 法定管理者 ・監督官庁への各種報告 ・特管確廃の管理票(マニフェスト)の交付と管理 	役 割			
 ○ 産廃に対する発生抑制、再生利用、適正処理の推進 ○ 計画的な産廃の管理、運営を行う上で必要な事項を検討する。 工場長 ● 特管産廃に関する各種事項の決定、承認 第署長 ● 特管産廃の管理状況の把握と改善策の検討 ○ 廃酸ビットの維持、管理状況の把握 ○ 処理業者の遵定及び管理 ● 委託契約の締結 ○ 社員に対する教育、啓発 ○ 処理業者、再生利用業者の調査 法定管理者 ● 監督官庁への各種報告 ○ 特管産廃の管理組織図 	法定管理者及了	"環境推進委員		
 ・計画的な産廃の管理、運営を行う上で必要な事項を検討する。 工場長 ・特管産廃に関する各種事項の決定、承認 部署長 ・特管産廃の管理状況の把握と改善策の検討 ・焼飯ビットの維持、管理状況の把握 ・処理業者の資定及び管理 ・委託契約の締結 ・社員に対する教育、啓発 ・処理業者、再生利用業者の調査 法定管理者 ・賠督官庁への各種報告 ・特管産廃の管理票(マニフェスト)の交付と管理 埼玉第一工場内管理組織図 「「「「」」」」 「」「」」」 「」「」」」 「」「」」」 「」」「」」」 「」」」 「」 「」」 「」 「」」 「」」 「」	•特管産廃(二関する検討		
 工場長 ・特管産廃に関する各種事項の決定、承認 部署長 ・特管産廃の管理状況の把握と改善策の検討 ・焼ビットの維持、管理状況の把握 ・処理業者の適定及び管理 ・委託契約の締結 ・社員に対する教育、啓発 ・処理業者、再生利用業者の調査 法定管理者 ・管管産廃の管理票(マニフェスト)の交付と管理 埼雪産の管理組織図 	・産廃に対	る発生抑制、再生利用、適正	処理の推進	
 ・特管産廃に関する各種事項の決定、承認 部署長 ・特管産廃の管理状況の把握と改善策の検討 ・廃酸ビットの維持、管理状況の把握 ・処理業者の資定及び管理 ・委託契約の締結 ・社員に対する教育、啓発 ・処理業者、再生利用業者の調査 法定管理者 ・監督官庁への各種報告 ・特管産廃の管理票(マニフェスト)の交付と管理 埼玉第一工場内管理組織図 「 「 「 年業所環境管理責任者(工場長) 「 医MS実行委員 「 居係者 ・ 部署長 ・ 治署長 ・ 法定管理者 ・ 金種担当者 ・ 他 	・計画的な	産廃の管理、運営を行う上で必	要な事項を検討する。	
 部署長 ・特管産廃の管理状況の把握と改善策の検討 ・廃酸ビットの維持、管理状況の把握 ・処理業者の選定及び管理 ・委託契約の締結 ・社員に対する教育、啓発 ・処理業者、再生利用業者の調査 法定管理者 ・監督官庁への各種報告 ・特管産廃の管理薬(マニフェスト)の交付と管理 埼玉第一工場内管理組織図 「 事業所環境管理責任者(工場長)」 [原係者 ・ 記客長 ・ 記客長 ・ 法定管理者 ・ 品客長 ・ 記客長 ・ 読客長 ・ 読者し当者 ・ 他	工場長			
 ・特管産廃の管理状況の把握と改善策の検討 ・廃酸ビットの維持、管理状況の把握 ・処理業者の選定及び管理 ・委託契約の締結 ・社員に対する教育、啓発 ・処理業者、再生利用業者の調査 法定管理者 ・監督官庁への各種報告 ・特管産廃の管理票(マニフェスト)の交付と管理 埼玉第一工場内管理組織図 	·特管産廃(二関する各種事項の決定、承認		
 ・ 廃酸ビットの維持、管理状況の把握 ・ 処理業者の選定及び管理 ・ 委託契約の締結 ・ 社員に対する数音、啓発 ・ 処理業者、再生利用業者の調査 ・ 弦管理者 ・ 監督官庁への各種報告 ・ 特管産廃の管理票(マニフェスト)の交付と管理 埼玉第一工場内管理組織図 「 事業所環境管理責任者(工場長) 「 「 「 」 「 」 」 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 「 「 </td <td>部署長</td> <td></td> <td></td> <td></td>	部署長			
 ・処理業者の選定及び管理 ・委託契約の締結 ・処理業者、再生利用業者の調査 法定管理者 ・監督官庁への各種報告 ・特管産廃の管理票 (マニフェスト)の交付と管理 埼雪玉第一工場内管理組織図 	•特管産廃()管理状況の把握と改善策の検	言	
 ・委託契約の締結 ・社員に対する教育、啓発 ・処理業者、再生利用業者の調査 法定管理者 ・監督官庁への各種報告 ・特管産廃の管理票(マニフェスト)の交付と管理 埼玉第一工場内管理組織図 	・廃酸ピッ	、の維持、管理状況の把握		
 ・社員に対する教育、啓発 ・処理業者、再生利用業者の調査 法定管理者 ・監督官庁への各種報告 ・特管産廃の管理票(マニフェスト)の交付と管理 埼玉第一工場内管理組織図 	・処理業者の)選定及び管理		
 ・処理業者、再生利用業者の調査 法定管理者 ・監督官庁への各種報告 ・特管産廃の管理票(マニフェスト)の交付と管理 埼玉第一工場内管理組織図 	• 委託契約()締結		
法定管理者 ・監督官庁への各種報告 ・特管産廃の管理票 (マニフェスト) の交付と管理 埼玉第一工場内管理組織図	・社員に対	トる教育、啓発		
 ・監督官庁への各種報告 ・特管産廃の管理栗 (マニフェスト)の交付と管理 埼玉第一工場内管理組織図 事業所環境管理責任者 (工場長) (工場長) (国係者) (副署長) (法定管理者) (也) 	· 処理業者,	再生利用業者の調査		
 ・特管産廃の管理票(マニフェスト)の交付と管理 埼玉第一工場内管理組織図 事業所環境管理責任者(工場長) EMS実行委員 関係者 ・部署長 ・法定管理者 ・各種担当者 ・他 	法定管理者			
埼玉第一工場内管理組織図 事業所環境管理責任者(工場長)	• 監督官庁	~の各種報告		
事業所環境管理責任者(工場長) EMS実行委員 関係者 ・部署長 ・法定管理者 ・各種担当者 ・他	•特管産廃	D管理票(マニフェスト)の交	付と管理	
 EMS実行委員 関係者 部署長 法定管理者 各種担当者 他 	埼玉第一工場内	管理組織図		
 EMS実行委員 関係者 部署長 法定管理者 各種担当者 他 				
関係者 ・部署長 ・法定管理者 ・各種担当者 ・他		事業所環境管理責任	壬者(工場長)	
関係者 ・部署長 ・法定管理者 ・各種担当者 ・他				
 ・部署長 ・法定管理者 ・各種担当者 ・他 		EMS実	行委員	
 ・部署長 ・法定管理者 ・各種担当者 ・他 				
 法定管理者 各種担当者 他 		関係者		
 各種担当者 他 		・部署長		
• 他		・法定管理者	首	
			ž	
		・他		
──── 事業所環境推進委員会 ────				